

久留米市公告第 1 4 4 号

条件付一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「政令」という。）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び久留米市契約事務規則（昭和 5 0 年久留米市規則第 9 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定により次のとおり公告する。

令和 3 年 9 月 2 1 日

久留米市長 大久保 勉

1 入札に付する事項

(1) 件名

令和 3 年度久留米シティプラザイルミネーション設置等業務委託

(2) 業務場所

久留米市六ツ門町

(3) 履行期間

契約日から令和 4 年 2 月 2 8 日まで

(4) 予定価格

1, 0 7 5, 0 0 0円（税抜き）

(5) 最低制限価格

8 0 6, 2 5 0円（税抜き）

2 業務概要

別紙仕様書を参照のこと。

3 入札参加資格

この入札に参加する者は、入札書の提出締切時点で、次に掲げる要件をすべて満たしていることとする。

- (1) 久留米市内に本店もしくは支店・事業所を有していること。
- (2) 久留米市競争入札参加有資格者名簿（工事・業務委託・物品など）に当該事業所が登録されていること。
- (3) 3 カ月以上の直接的雇用関係にある第一種又は第二種電気工事士を配置できること。
- (4) 久留米市指名停止等措置要綱（平成 6 年久留米市庁達第 6 号）により、指名停止措置を受けている者でないこと。
- (5) 前 4 号に掲げる要件をすべて満たす者が入札に参加しようとする場合において、次のア、イ又はウに掲げる関係を有する場合においては、当該関係を有する者のうちの 1 者に限り入札に参加することができるものとする。当該関係を有する 2 者以上の者から入札があった場合には、全ての入札を無効とする。

ア 資本関係が次のいずれかに該当する場合

(ア) 親会社（会社法第 2 条第 4 号及び会社法施行規則第 3 条の規定による親会社をいう。

以下同じ。）と子会社の関係にある場合（当該子会社が会社更生法第 2 条第 7 項に規

定する更生会社（以下「更生会社」という。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。）

(イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合（子会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。）

イ 人的関係が次のいずれかに該当する場合（ア)においては、会社の一方が更生会社又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社である場合を除く。）

(ア) 一方の会社の役員（会社の代表権を有する取締役（代表取締役）又は取締役（社外取締役・非常勤取締役を含む。）をいう。以下同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

ウ ア又はイに掲げる場合と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められ、かつ、入札の適正さが阻害されると認められる場合

(6) 平成23年4月1日以降、照明演出業務（イルミネーション・舞台照明など）を履行した実績を有すること。

4 入札参加必要書類

- ① 同種業務実績調書
- ② 契約書（業務の内容が確認できるもの）の写し
- ③ 第一種または第二種電気工事士の免状の写し
- ④ ③の電気工事士の雇用確認書類（保険証、雇用保険等）

5 仕様書等の入手場所及び入手期間

(1) 入手場所

久留米市ホームページからダウンロード

ダウンロード先 久留米市ホームページ／トップページ／新着情報

／令和3年度久留米シティプラザイルミネーション設置等業務委託に関する条件付一般競争入札の実施について

久留米シティプラザホームページからダウンロード

ダウンロード先 久留米シティプラザホームページ／トップページ／お知らせ一覧

／令和3年度久留米シティプラザイルミネーション設置等業務委託に関する条件付一般競争入札の実施について

(2) 入手期間

公告日から令和3年10月6日（水曜日）まで

6 質問受付期間、受付方法及び回答方法

(1) 受付期間

公告日から令和3年9月28日（火曜日）17時00分まで

(2) 受付方法

質問事項を所定の様式(様式5)により作成し、e-mail または FAX により下記に送付すること。電話等による質問は受け付けない。また着信確認は、送信者の責任において行うこと。

久留米市 市民文化部久留米シティプラザ総務課

・ e-mail plaza@city.kurume.fukuoka.jp

・ FAX 0942-36-3087

(3) 回答方法

令和3年9月30日(木曜日)までに質問者に e-mail または FAX で回答。ただし、質問内容によっては、久留米市ホームページ(市民文化部久留米シティプラザ)にて回答する。

7 入札説明会は実施しない

8 開札日及び開札場所

令和3年10月8日(金曜日) 10時00分

久留米市六ツ門町8-1 久留米シティプラザ4階 スタジオ1

9 入札保証金

免除(規則第7条第3号の規定による)

10 契約保証金

契約締結時に契約金額の10%以上を付すこと(条件により免除)

11 契約条項を示す場所

事務局(23番に記載)

12 議会の議決

不要

13 資格審査の方法

事後審査型(落札候補者となった者のみ審査を行う)

14 入札の中止等

不正な入札があると認めるとき、又は天災地変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めるときは、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止することがある。

15 入札の方法

(1) 郵便による入札とする。

- (2) 入札者は、消費税及び地方消費税の課税業者であるか免税業者を問わず、契約を希望する金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札書は、商号（名称）・代表者職氏名・住所を記入し、押印のうえ、長形3号サイズの封筒に封入すること。
- (4) (3) 及び「4入札参加必要書類」を、角形2号サイズの封筒に封入し、一般書留又は簡易書留にて、下記の締切日時までに指定場所へ郵送すること。
 - ア 締切日時：令和3年10月6日（水曜日）17時00分（必着）
 - イ 指定場所：〒830-0031
久留米市六ツ門町8-1 久留米シティプラザ総務課
- (5) (3) 及び (4) いずれの封筒にも、表面に件名及び入札書在中（赤字）と記入し、裏面に送付者名（商号又は名称、住所、代表者職氏名及び電話番号）を記入すること。
- (6) 応札が1者であった場合においてもその入札は有効とする。

1.6 入札書の引換え・辞退

郵送した入札書及び入札参加必要書類は、締切日時前であれば引換えを認める。また、入札を辞退する場合は、開札までに久留米市市民文化局久留米シティプラザに入札辞退届（様式第4号）を事前に提出しなければならない。

1.7 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札書締切時点における名簿の登載内容（商号、代表者、受任者、住所、使用印鑑、技術者等）が正しくない場合。入札書及び入札参加必要書類等の内容と名簿の内容が異なる場合。
- (2) 入札参加必要書類の提出が無い場合。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、入札参加資格のない者のした入札及び久留米市契約事務規則（昭和50年久留米市規則第9号）第12条第1項各号のいずれかに該当する場合。

1.8 開札の立会

- (1) 開札の立会人は、入札参加者のうち2者を指名し、立ち合わせる。指名された者以外の開札場所への入室は認めない。
- (2) 開札の立会人は、開札の前日までに決定し、電話及びFAXにより連絡をするので、選ばれた場合は開札時間までに開札場所に来ること。
- (3) 前2号の規定により指名された者が開札に立ち合わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせる。

1.9 落札者の決定方法

「3 入札参加資格」を満たし、入札価格が予定価格以下最低制限価格以上の範囲内で有効な価格をもって申込みをした者のうち、入札価格が最も低い者を落札者とする。ただし、

入札価格が最も低い者が2者以上ある時は、くじにより落札者を決定するものとする。

20 入札結果の通知

「19 落札者の決定方法」の規定による落札者に対しては、開札後、決定次第速やかに(入札価格が最も低い者が競争入札参加資格を満たしていない場合は、この限りでない。)その旨を通知するとともに、契約締結についての要件を通知する。

21 落札決定の取消し

落札者が「3 入札参加資格」の要件を満たしていないことが、契約を締結するまでの間に判明した場合は、当該落札決定を取り消すことがある。

22 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 提出された入札参加必要書類は、返却しない。
- (3) 提出された入札参加必要書類は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。
- (4) 入札参加必要書類の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。
- (5) 入札参加者は、本公告に示された契約関係規程(久留米市ホームページに掲載)を熟読したうえで入札しなければならない。また、地方自治法、政令、規則その他関係法令を遵守すること。

23 事務局

詳細不明な点は下記に問い合わせること

久留米市役所市民文化部 久留米シティプラザ総務課

〒830-0031

久留米市六ツ門町8-1 久留米シティプラザ

電話 0942-36-3081

FAX 0942-36-3087

Eメール plaza@city.kurume.fukuoka.jp